

## Web口座開設に関する特約

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、中央労働金庫（以下、「当金庫」といいます）が提供するWeb口座開設（以下、「本サービス」といいます）により開設した当金庫の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「普通預金規定」「普通預金（通帳不発行口座）に関する特約」「カード規定」「ろうきんダイレクト利用規定」（以下「各種預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

### 2. (預金契約の申込みおよび成立)

- (1) 本サービスの申込みは、当金庫所定の条件を満たした、満18歳以上の個人のお客さまに限ります。
- (2) お客さまは、各種預金規定等、本申込みにあたっての確認事項に同意・確認のうえ、申込みこととします。
- (3) 本サービスでは、普通預金無利息型（決済用預金）はご利用いただけません。
- (4) 本サービスの申込みでは、労働金庫が定めた「ろうきんダイレクト利用規定」を契約内容とする「ろうきんダイレクト」の契約が必要となり、代表口座は本申込みにより作成した口座とします。なお、「ろうきんダイレクト」の契約に伴い、財形預金・定期預金・ローンなどの各種書類（残高のお知らせ、返済予定表など）の受取方法が「郵送（書面）」から「電子交付」に変更になります。電子交付された各種書類（PDFファイル）は、インターネットバンキングの「Webお知らせ」から確認できます。
- (5) お客さまは、本サービスの申込みにあたり、租税条約等実施特例法第十条の五第一項に基づく届け出を行う必要があり、また、届け出た情報に変更が生じた場合は再提出を行うこととします。
- (6) 本サービスの申込みについては、当金庫にて口座開設手続きを完了させた時点で、当金庫とお客さまとの間に預金契約が成立するものとします。ただし、当金庫が口座開設手続きを完了のうえお送りする郵送物の受取りが確認できない場合には、当金庫が預金取引を停止または預金口座を解約できるものとします。

### 3. (取引の不成立)

次に掲げる場合は、本サービスの申込みは不成立となり、申込内容は取消されたものとして扱います。申込内容が不成立となった場合、当金庫所定の方法でお客さまへの連絡を行います。

- (1) お客さまが当金庫で普通預金口座を開設済の場合
- (2) 本人確認書類等の画像が不鮮明である等、当金庫が取引時確認を適切に実施できないと判断した場合

- (3) 当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令、当金庫の利用資格等への抵触のおそれがあると判断した場合
- (4) 申込内容に不備等があり、当金庫が取引を成立させることが困難であると判断した場合
- (5) 当金庫の通信回線、コンピューター等に障害が生じたことにより、取引を不成立とすることが適当と当金庫が判断した場合
- (6) その他、当金庫が取引を成立させることが不適当であると判断した場合

#### 4. (印章の届け出)

- (1) 本サービスの申込みにより開設された口座の印章は、口座開設後すみやかに別途当金庫所定の方法により届出るものとします。
- (2) 当金庫は、前記(1)の印章の届出を受付ける際には、当金庫所定の方法により本人確認等を行います。
- (3) 前記(1)の届出が完了するまでは、印章の押印を要する当金庫所定の取引はできません。
- (4) 前記(1)の届出前に生じた損害、または前記(1)の届出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 5. (届け出住所の変更)

当金庫と既に取り引のあるお客さまの口座開設を行う場合において、現在の届け出住所と本申込み時の住所（現住所）が異なる場合、口座開設手続きと併せて現住所への住所変更手続きを行います。ただし、非課税口座（マル優・マル特・マル財）、投資信託・国債、確定拠出年金、個人年金保険等のご契約をいただいている場合は、別途、住所変更の届け出を行ってください。

#### 6. (本サービスにより開設した当金庫の普通預金口座の解約)

本サービスにより開設した当金庫の普通預金口座を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印のうえ、この預金口座のキャッシュカードを提出してください。

なお、上記解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

#### 7. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

02A-T1011 (2021.10)